

静岡産業大学情報学部情報デザイン研究センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第53条の3（情報デザイン研究センター）の規定に基づき、静岡産業大学情報学部情報デザイン研究センター（以下「研究センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究センターは、静岡産業大学情報学部（以下「本学部」という。）における情報デザイン及び情報リテラシー教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自主調査研究
- (2) 学外からの調査研究の受託
- (3) 調査研究成果等の発表
- (4) 研究・論集等の刊行物の発行
- (5) その他前条の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 研究センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 研究員
 - (3) 客員研究員
- (センター長)

第5条 センター長は、研究員及び客員研究員の中から学部長が指名し、学長の承認を経て、理事長が任命する。

- 2 センター長は、研究センターの事業を統括し、研究センターを代表する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 研究員は、本学部の専任教員のうちから学部長が任命する。

- 2 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 研究センターには、優れた専門の経験と学識を有する者を客員研究員として招聘

することができる。

2 客員研究員については、別に定める。

(運営委員会)

第8条 研究センターの円滑な運営を図るため、情報デザイン研究センター運営委員会を設置する。

2 情報デザイン研究センター運営委員会については、別に定める。

(庶務)

第9条 研究センターに関する庶務は、大学事務局学務課において行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。